

日本建築学会による建物・室用途別性能基準

(建築物の遮音性能基準と設計指針 [第二版] 日本建築学会編 技報堂 p6-p8)

○空間平均音圧レベル差に関する適用等級

建築物	室用途	部位	適用等級			
			特級	1級	2級	3級
集合住宅	居室	隣戸間界壁 // 界床	D-55	D-50	D-45	D-40
ホテル	客室	客室間界壁 // 界床	D-55	D-50	D-45	D-40
事務所	業務上プラバツを 要求される室	室間仕切壁 テナント間界壁	D-50	D-45	D-40	D-35
学校	普通教室	室間仕切壁	D-45	D-40	D-35	D-30
病院	病室(個室)	室間仕切壁	D-50	D-45	D-40	D-35

○床衝撃音レベルに関する適用等級

建築物	室用途	部位	衝撃源	適用等級			
				特級	1級	2級	3級
集合住宅	居室	隣戸間 界床	重量衝撃源	L-45	L-50	L-55	L-60,L-65*
			軽量衝撃源	L-40	L-45	L-55	L-60
ホテル	客室	客室間 界床	重量衝撃源	L-45	L-50	L-55	L-60
			軽量衝撃源	L-40	L-45	L-50	L-55
学校	普通教室	教室間 界床	重量衝撃源	L-50	L-55	L-60	L-65
			軽量衝撃源				

*木造、軽量鉄骨造またはこれに類する構造の集合住宅に適用する。

○室内騒音に関する適用等級

建築物	室用途	騒音レベルdB(A)			騒音等級		
		1級	2級	3級	1級	2級	3級
集合住宅	居室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
ホテル	客室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
事務所	オープン事務室	40	45	50	N-40	N-45	N-50
	会議・応接室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
学校	普通教室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
病院	病室(個室)	35	40	45	N-35	N-40	N-45
コンサートホール・オペラハウス		25	30	—	N-25	N-30	—
劇場・多目的ホール		30	35	—	N-30	N-35	—
録音スタジオ		20	25	—	N-20	N-25	—

注)この表の値は空調騒音、外部からの工場音のようなほぼ定常的な騒音に対して規定されている。

変動騒音、間欠騒音、衝撃性騒音については、「建築物の現場における室内騒音の測定方法」(p438-p447)による方法で測定された値をあてはめる。

(例)道路交通騒音(変動音):等価騒音レベル、鉄道騒音(間欠音):通過時の等価騒音レベル

○適用等級の意味

適用等級	遮音性能の水準	性能水準の説明
特級	遮音性能上とくにすぐれている	特別に高い性能が要求された場合の性能水準
1級	遮音性能上すぐれている	建築学会が推奨する好ましい性能水準
2級	遮音性能上標準的である	一般的な性能水準
3級	遮音性能上やや劣る	やむを得ない場合に許容される性能水準